



## 平成 29 年度 北鎌倉隧道安全対策検討業務委託契約書

鎌倉市（以下「発注者」という。）と一般社団法人 日本トンネル技術協会（以下「受注者」という。）とは、北鎌倉隧道の安全対策検討業務等について、次のとおり契約を締結する。

### （契約の概要）

第 1 条 この契約の概要は、次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 発注者は、北鎌倉隧道の対策工法及び危険木の伐採計画等の業務を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。
- (2) 契約期間 契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日とする。
- (3) 契約金額 42,703,200 円（うち消費税額及び地方消費税額 3,163,200 円）
- (4) 代金支払場所 指定金融機関

### （契約保証金）

第 2 条 契約保証金は、鎌倉市契約規則（昭和 39 年 6 月規則第 20 号）第 5 条第 3 号の規定により免除とする。

### （業務の着手）

第 3 条 受注者は、契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。

### （委託料の支払等）

第 4 条 受注者は、業務完了後速やかに実績報告書又は業務完了届を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の実績報告書又は業務完了届を速やかに確認し、正当であると認めたときは、速やかに受注者に通知する。

受注者は発注者に対し、請求金額、請求日等必要な事項を全て記入した請求書を提出するものとする。

3 発注者は、前項の請求書の提出があったときは、30 日以内に受注者に委託料を払う。

### （履行遅滞による損害金）

第 5 条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に当該業務を完了しないときは、延滞日数 1 日につき契約金額に対して鎌倉市契約規則第 14 条に定める率に相当する損害金を受注者に請求することができる。

(危険負担)

第6条 目的物の引渡し前に、目的物又は業務材料等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(瑕疵担保責任)

第7条 受注者は、業務が完了した目的物の瑕疵について、担保の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示した事項によって生じた瑕疵については、担保の責めを負わないものとする。

2 前項の定める瑕疵担保の期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 瑕疵の発生について、受注者に故意又は重大な過失がない場合は、業務完了のときから1箇年とする。

(2) 前項の規定する場合以外の瑕疵については、当該瑕疵を発見したときから1箇年とする。

3 発注者は、前項に定める期間内において、瑕疵のある業務の目的物について、受注者に対し相当の期間を定めて訂正、補足その他の処理を請求し、又は訂正、補足その他の処理に代え若しくはそれらの処理とともに、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。

4 前項に規定する損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して定める。

5 発注者は、第2項に定める期間内において、業務を完了した目的物について、瑕疵を発見した場合は、遅滞なく受注者に通知するものとする。

(発注者の契約解除権)

第8条 発注者は、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 破産、会社更生等の手続開始の申立をしたとき、又は申立を受けたとき（破産宣告後において破産法（平成16年法律第75号）第53条、会社更生等の手続開始申立の場合においては会社更生法（平成14年法律第154号）第61条、民事再生法（平成11年法律第225号）第49条の制限を受ける場合は除く。）

(5) 受注者が所在不明となったとき。

(6) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第9条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号。以下「条例」という。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第 2 号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
  - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下この条において「県条例」という。)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
  - (3) 受注者及び役員等(乙が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
  - (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (5) 受注者が、第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第 4 号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の契約解除権)

第 10 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により設計図書を変更したため、委託料が 3 分の 1 以上減少したとき。
- (2) 発注者の指示による業務の中止期間が、契約期間の 2 分の 1 以上となったとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 11 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告すると

ともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(法令等の遵守等)

第12条 受注者は、契約の履行に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守しなければならない。

- 2 発注者は、受注者の業務の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとする。
- 3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

(損害賠償)

第13条 受注者は、次の各号に該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受注者が業務の実施に関し、発注者又は第三者に対し損害を与えたとき。
- (2) 第10条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(一括再委託等の禁止)

第14条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利、又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面をもって発注者が承認した場合はこの限りではない。

(契約の内容変更等)

第16条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させ、若しくはこれを打ち切ることができる。

(相手方に対する通知の発効時期)

第17条 発注者から受注者に対する文書の通知は発信の日から、受注者から発注者に対する文書の通知は受信の日から、それぞれ効力を発生するものとする。

(秘密の保持)

第18条 受注者は、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争、又は疑義を生じた事項については、鎌倉市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。

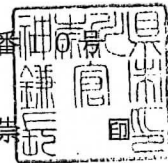
(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

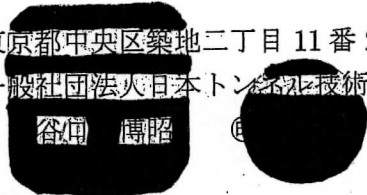
この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者の記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年9月5日

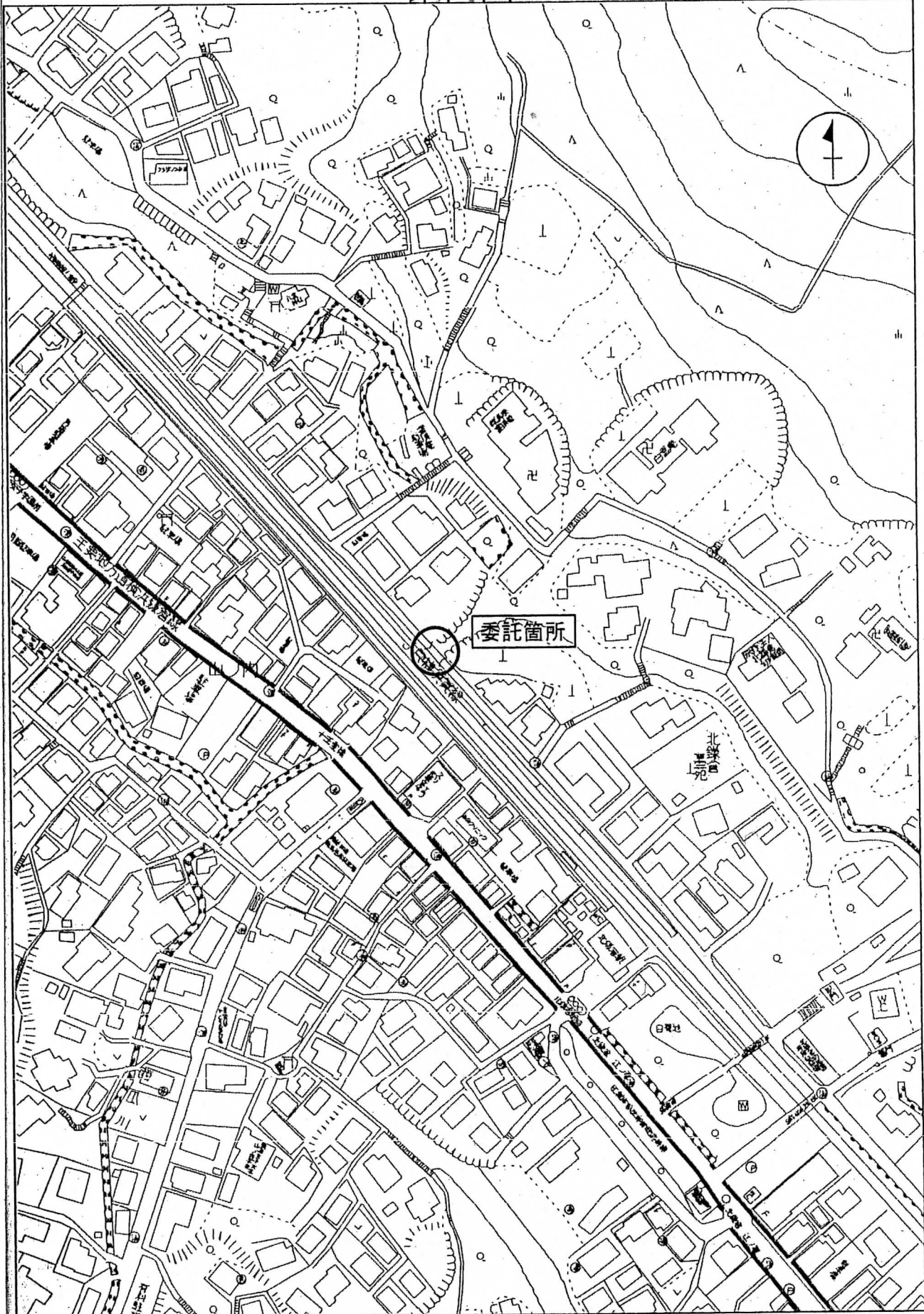
発注者 鎌倉市御成町18番  
鎌倉市  
市長 松尾 崇



受注者 住所 東京都中央区築地二丁目11番26号  
氏名 一般社団法人日本トンネル技術協会  
会長 谷田 博昭



# 案内図



1/2000

地図データ © 2013 ZENRIN CO., LTD. (Z13LD第843号)